

愛知県商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例（仮称）骨子案

＜総則・基本的施策＞

番号	項目	内 容
1	目的	<ul style="list-style-type: none"> 商業者等による地域貢献活動の推進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに商業者等及び県民の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定め、併せて大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための措置を講ずることにより、地域商業の活性化及び長期的な発展並びに安全、安心で魅力あるまちづくりを推進し、もって県民生活の向上及び地域社会の持続可能な発展に寄与する。
2	定義	<ul style="list-style-type: none"> 商業者等：商業者（小売業又はサービス業に属する事業を営む者及び当該事業の用に供する施設を設置する者をいう。以下同じ。）及び地域商業関係団体（商店街振興組合、商工会、商工会議所その他商業者が組織する公共的な団体又はその連合体をいう。以下同じ。） 大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する大規模小売店舗 特定大規模小売店舗：大規模小売店舗のうち規則で定める規模（※1）の店舗 地域貢献活動：地域社会に貢献する自発的な活動であって豊かで住みよいまちづくりに資するもの
3	基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 商業者等による地域貢献活動の推進は、県、市町村、商業者等及び地域の多様な主体の連携並びに商業者等の相互の連携を図りながら、これらの者が共生する地域社会の実現を目指して行われるものとする。 商業者等による地域貢献活動の推進は、県民の理解と協力の下に、地域の特性に応じて継続的に行われるものとする。
4	県の責務	<ul style="list-style-type: none"> 県は、前条に定める基本理念にのっとり、商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策を総合的に実施する。 県は、市町村と連携して商業者等に対して地域貢献活動を推進するために必要な助言及び情報の提供を行うとともに、商業者等による地域貢献活動に関する県民の理解を深めるよう努める。
5	市町村に対する協力	<ul style="list-style-type: none"> 県は、市町村が総合的なまちづくりに資するため実施する商業者等による地域貢献活動の推進に関する施策（基本理念、関係手続等を定める条例・指針等の策定を含む。）に協力する。
6	商業者等の役割	<ul style="list-style-type: none"> 商業者等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚し、その事業活動を通じて、活気と魅力のある商業地の形成に資するよう努めるとともに、創意工夫を生かして、地域貢献活動を行うよう努める。 商業者等のうち大規模小売店舗を設置する者は、大規模小売店舗がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の多様な主体と相互に連携し、地域貢献活動の実施に関する計画の作成等を通じて、積極的に地域貢献活動を行うよう努める。 商業者（大規模小売店舗を設置する者を含む。）は、良好な地域経済社会の形成や地域貢献活動の推進のため、店舗が所在する地域商業関係団体への加入等により、相互に連携するよう努める。
7	県民の役割	<ul style="list-style-type: none"> 県民は、商業者等による地域貢献活動について理解を深めるとともに商業者等による地域貢献活動に協力するよう努める。
8	情報の収集及び提供	<ul style="list-style-type: none"> 県は、商業者等による地域貢献活動の推進に関する取組に資するよう当該取組に関する情報の収集及び提供を行う。
9	広報及び啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県は、商業者等、市町村及び県民が商業者等による地域貢献活動の重要性について理解を深めるとともに、商業者等による地域貢献活動の推進に資するよう、広報及び啓発を行う。

＜特定大規模小売店舗を設置するものによる手続き等＞

番号	項目	内 容
10	新設等の届出等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定大規模小売店舗の新設（法第5条第1項に規定する大規模小売店舗の新設のうち規則で定める規模の店舗の新設（※2）をいう。）又は大規模小売店舗内の店舗面積（法第2条第1項に規定する店舗面積をいう。以下同じ。）の増加（法第6条第2項に規定する変更であって、規則で定める変更（※3）に限る。）（以下「特定大規模小売店舗の新設等」という。）をしようとする者は、規則で定めるところ（※4）により、次に掲げる事項を知事に届け出る。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (3) 大規模小売店舗の新設等をしようとする日 (4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計（大規模小売店舗内の店舗面積の増加をしようとする場合にあっては、増加後の店舗面積の合計） (5) 地域貢献活動の実施に関する基本的な方針 (6) その他規則で定める事項 ・ 知事は、上記の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表する。 ・ 上記届出をした者は、当該届出に係る大規模小売店舗の新設等を取りやめたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出る。
11	説明会の開催等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記10の届出をした者は、当該届出をした日の翌日から起算して1月以内に、特定大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、規則で定めるところにより、当該届出の内容を周知させるための説明会を開催する。 ・ 上記により説明会を開催した者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告する。 ・ 上記第10の届出をした者は、規則で定めるところにより、県が開催する連絡会議に出席しなければならない。
12	地域貢献計画の作成等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記10の届出をした者は、特定大規模小売店舗の新設等をしようとする日の6月前までに、規則で定めるところにより、地域貢献活動の実施に関する計画（以下「地域貢献計画」という。）を作成し、知事に提出する。 ・ 上記地域貢献計画の作成に当たっては、店舗の所在する市町村及び地域商業関係団体の意見を聞くこととする。 ・ 上記地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画の内容を変更したときは、遅滞なく、変更後の地域貢献計画を知事に提出する。 ・ 上記地域貢献計画は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表する。
13	懇談会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記12の地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画を提出した日の翌日から起算して2月以内に、特定大規模小売店舗の新設等の予定地又はその周辺の地域内において、規則で定めるところにより、当該地域貢献計画の内容を周知させ、及びこれについて意見の交換をするための懇談会を開催する。 ・ 上記の懇談会を開催した者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に報告する。
14	地域貢献活動の実施状況の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記12又は下記16の地域貢献計画を提出した者は、規則で定めるところにより、毎年度、当該地域貢献計画に基づいて行った地域貢献活動の実施の状況を知事に報告する。ただし、下記17の届出をした者については、この限りでない。 ・ 上記実施状況の報告は、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表する。

番号	項目	内 容
15	地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取等	<ul style="list-style-type: none"> 知事は、規則で定めるところにより、当該地域貢献計画の計画期間の中間年度に係る上記14の規定による報告の内容について店舗の所在する市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くとともに、これを当該報告をした者に通知する。
16	地域貢献計画の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 上記12の地域貢献計画を提出した者は、原則として5年ごとに地域貢献計画の見直しを行うとともに、規則で定めるところにより、新たな地域貢献計画を作成し、知事に提出する。ただし、下記17の届出をした者については、この限りでない。 上記見直しを行うに当たっては、上記15の意見を踏まえて店舗の所在する市町村及び地域商業関係団体の意見を聴くよう努める。 上記見直しについては、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表する。また、変更したときは、遅滞なく、知事に提出する。
17	撤退等の届出	<ul style="list-style-type: none"> 特定大規模小売店舗を設置している者は、撤退等（当該大規模小売店舗に係る事業を廃止し、若しくは相当の期間休止すること又は法第6条第5項の規定による届出をすることをいう。以下同じ。）を決定したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に届け出る。 知事は、上記の届出があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、その内容を公表する。 上記の届出をした者は、大規模小売店舗の撤退等がその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響が大きいことに鑑み、当該地域の住民に対して早期に必要な情報の提供を行うとともに、当該地域の生活環境の悪化の防止等に十分に配慮するよう努める。 上記10の届出をしたものは、特定大規模小売店舗に該当しなくなった場合は、規則で定めるところにより、知事に届け出る。
18	市町村条例の優先適用等	<ul style="list-style-type: none"> 上記10～17に規定する手続きについては、名古屋市に所在する店舗については、これを適用しない。 上記12～16に規定する地域貢献計画に係る手続きについては、店舗の所在する市町村が条例により市町村に対する手続きを定めた場合は、上記12～16の規定にかかわらず、当該市町村条例による手続きを優先適用する。（県条例と同等以上の内容を規定した場合に限る。）
19	委任	<ul style="list-style-type: none"> 条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

※1 大規模小売店舗のうち店舗面積（飲食業を含む）が3,000m²以上の新設店舗及び3,000m²以上増床する既設店舗とする予定

※2 大規模小売店舗のうち店舗面積（飲食業を含む）が3,000m²以上の新設とする予定

※3 大規模小売店舗のうち店舗面積（飲食業を含む）が3,000m²以上増床する変更とする予定

※4 提出の時期は、法第5条第1項、第6条第2項又は附則第5条第1項に基づく店舗の新設、変更の届出の3月前等とする予定